SURE 静岡大学学術リポジトリ Shizuoka University REpository

登記手続をめぐる遺言執行者の権利義務に関する一 考察:登記請求権を中心に

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2016-06-13
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 野々上, 敬介
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00009570

第

章

は

U めに

登記手続をめぐる遺言執行者の権利義務に関する一考察

-登記請求権を中心に-

野 々上 敬

介

特定の不動産が特定遺贈された場合における遺言執行者の権利義務

遺贈による所有権の移転

第二章

第二節 第

問題意識 課題の設定

節

第一

節

第二節 遺贈による所有権の移転の公示

第一 款 遺贈者から受遺者への移転登記手続

第二款 第三款 遺贈者から移転登記を経由 した者が現れた場合

受遺者による抹消登記手続請求との関係

章 相続させる」 旨の遺言により特定の不動 移転 |産が承継された場合における遺言執行者の権利義務

第二節 第 節 相続させる」 旨の遺言における権利の

「相続させる」旨の遺言により承継される不動産に関する登記手続

第三款 検討

第二 第

一款 款

判例の立

第四章

おわりに

章 はじめに

第

第 節 課題の設定

私

定の事項の範囲内で認められている。そうした事項のなかには、 人は、 遺言により、 自己の財産上・身分上の関係について、 遺言の効力の発生により当然にその内容が実現され 自らの死後についてもその帰趨を定めることが、 法

るものがある一方で、遺言の効力が発生しても当然にはその内容は実現されず、一定の行為がされることではじめて の内容の実現が図られるものもある。 もっとも、 遺言の効力は遺言者の死後にしか生じな V (民法九八五条) た

遺言の内容を実現するために必要となる行為がある場合に、遺言者自身ではこれをおこなうことができない。

そ

遺言

め

遺言者に代わって遺言内容を実現するための行為をする者が必要となる。 遺言執行者である。 この役割を担う者としてとくに指定

選任されるのが、

められている (民法一〇一二条一項)。遺言執行者は、 の遂行にあたり、 いるわけである。 このように、 遺言の執行に必要な限りで、 遺言執行者の任務は、その指定・選任にかかる遺言の内容を実現することである。 遺言執行者は その執行に必要な行為をする権利義務を相続財産に関して有することが 相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有すると定 相続財産それ自体の帰属主体となるわけではないにもかか そして、この任務 認められて わ

決相互の位置づけをめぐる理解はなお定まっていない状況にあるといってよいと思わ とに、「遺言の執行に必要な」行為にあたるか否かを検討することを通じて、 内容の実現のためにどのような権利義務を有するかは、 ような行為かは、 行為であるかを判断した最上級審判決が積み上げられてきている。 の遺言事項については、 ある遺言事項について、「遺言の執行に必要な」行為が存在しているか、 民法一〇一二条一項の規定から一義的に明らかというわけではない。そこで、遺言執行者が遺言 その遺言事項の内容を実現するにあたって問題となる一定の行為が 個々の遺言事項について、そこで具体的に問題となる行為ご けれども、それらの個 確定していく必要が れる。3 存在しているとしてそれ 々の判決の意義や、 きある。 「遺言の執行に必要 実際に、 れがどの

遺言 執行者の権利義務の内容や範囲を定めるにあたり、 かしながら、 場合によっては多数の利害関係人が登場しうる相続財産について、 その決定の基準や論拠が不明 管理その他の執行の任にあたる 確であることは、

ことではないだろう。

そこで、

本稿では、「遺言の執行に必要な」行為について、

とくに、

遺言により承継される不

動産 的として、 生にか かる登記手続が問 考察をおこなうこととする。 **!題となる場面に焦点をあて、** 判例法理を手がかりとしてその意義を明らかにすることを目

第二節 問題意識

本稿の課題の問題意識について、より詳しく述べておきたい。

る遺言事項について、どのような行為が

事項について「遺言の執行」に該当することを画定し、そのうえで、そこで必要とされる行為が何かを検討すること 義的

「遺言の執行に必要な」行為にあたるかを決するには、

問題となる遺言

に把握することは必ずしも容易でない。 を要すると考えられる。しかしながら、民法一〇一二条一項の規定から、「遺言の執行に必要な」行為の内実を一

民法の起草過程をたどると、

法典調査会に提出された現行民法一〇一二条

遺言の執行に必要な」行為の文言は、

者ト云フモノハ相続財産 ないし法律案では詳細な規定が設けられているものもあるが、 くに意見が出されずに次条の議論に移っている。富井の説明によれば、遺言執行者の権利義務について諸外国 が交わされた形跡はまったくうかがわれない。本条に関して、 項の原案以来採用されている(法典調査会原案一一一九条一項、昭和二二年法律第二二二号による改正前民法 四条一項)。法典調査会での起草過程をみると、「遺言の執行」の解釈に関して、起草委員の間 ノ管理其他総テ遺言ノ執行ニ必要ナルコトハ何ンテモセニヤナラヌ又スルコトガ出来ル」こ 富井政章から起草趣旨について説明が 本条ではそのような方式を採らず、 端的に あったの 一遺言執行 の法 で議論 民法 لح 律

っとも、

その際

には、

手が、

かりとなるいくつかの視点がありうると思われ

る。

うことができる。 (6) 行に必要な」行為の内実を明らかにすることは、本条一項の規定を手がかりとした解釈論の展開にゆだねられたとい にあたるか、 とを定めた規定である、 あるいは 「遺言の執行に必要な」行為にあたるか、についてとくに言及はない。 とされている。 しかし、それ以上の具体的な説明はなく、 どのようなことが したがって、「遺言の執 遺言 1の執1

と考えられる。 うした定義を顧慮しつつ、 ようなものであり、そこで必要とされる行為がどのようなものであるかを一義的に確定することは難しい。 れる。そうすると、「遺言の執行に必要な」行為とは、 現在比較的ひろくみられる定義によれば、「遺言の執行」とは、 ということになりそうである。しかし、このような定義づけによってもなお、 具体的な遺言事項において問題となりうる具体的な権利義務ごとに検討することを要する 遺言の内容を法的に実現する手段として必要とされる行為であ 遺言の内容を法的に実現する手段である、 遺言の内容を実現する手段がどの 結局、 などとさ

理的 内容から合理的に演繹される意思)によって決まると考えられる。 るものであることから、 に解釈される)意思がどのようなものであるかは、「遺言の内容」を決するにあたって根本的に重要であると考え 一に、実現されるべき 遺言書の記載内容から導かれる被相続人の意思 「遺言の内容」は何によって定まるか、 である。 したがって、遺言をした被相続人の (遺言書に明示され、 これは、 遺言が被相続人の意思を表明す ある は遺言書 (遺言から合 の記

第二に、 ある行為が、 遺言の内容を実現することとどの程度結びついているか、 である。 その行為により遺言の内

5

ħ

議論を展開するうえで、

問題の所在を明らかにするために有益であるように思われる。

うに関連しているかを確定することは、民法一○一二条一項の解釈論として「遺言の執行」にあたるかどうかという と捉えてよいかは、 行為もある。 容がただちに実現されるものもあれば、 このように、 考えが分かれうるだろう。 遺言の内容の実現に関連する種々の行為につき、どこまでを ただちに実現されるわけではないけれどもその実現に関連すると考えられ いずれにせよ、 問題となっている行為が、遺言の内容の実現とどのよ 「遺言の執行」 にあたる行為

とは別個に論じることが可能であり、 執行に必要」だといえるかどうか、 されることは、 内容を実現することは可能だということになる。そうすると、遺言執行者自身によって遺言の内容を実現する行為が となる。この場合、 内容が実現されたのと同じ結果をもたらす行為をすることができる者が、 第三に、 ある行為が、 遺言の内容の実現にとって不可欠とはいえない。しかし、それでもなお、このような行為が 「遺言の執行」にあたる行為が存在しているとしても、 遺言の内容を実現するために「必要な」行為といえるか、 · である。 また議論の焦点を明確にするためにも、 この問題は、 「遺言の執行」にあたる事柄がどのようなものか 遺言執行者以外に存在している場合が 遺言執行者がその行為をしなくとも遺言 独立して論じられるべき問題であると である。 ここではとくに、 という問 遺言 問 言 0 0

題のひとつである 本稿では、上記の諸点をふまえながら、「遺言の執行に必要な」行為に関して従来もっともさかんに議論されてきた問 しかしながら、 従来、 遺言による特定の不動産の承継を公示する登記手続をめぐって遺言執行者が有する権利義務 こうした視点が必ずしも明確に析出されずに議論が展開されてきたように思われ

題を、

判例法理を中心に検討することとする。

考えられ

- 1 遺言執行者が選任されない場合には、 除 取消しの家庭裁判所への請求 遺言事項のなかには、 もっぱら遺言執行者によって実現されることが予定されているものもある。推定相続人の廃除または排 (民法八九三条・八九四条二項)、 遺言者の地位を包括承継する相続人が、遺言内容を実現する任にあたることとなる。 認知の届出 (民法七八一条二項、 戸籍法六四条・六五条
- $\widehat{2}$ 遺言執行者となることができる者の資格に関して民法上とくに制限はないので、 る遺言者から承継するわけではない づいて相続財産を承継しその帰属主体となるのであって、 遺言執行者が相続財産に属する財産それ自体の帰属主体であることもある。 遺言執行者としての資格に基づいて相続財産に属する財産を被相続人た 遺言執行者を相続人が兼ねることもできる。 しかし、この場合も、 相続人としての資格に基
- (3) たとえば、 う捉えればよいかについても理解が分かれている 本稿第三章第二節で検討する後掲平成一一年最高裁判決に関しては、 結論自体への批判も強いほ か その理由 づけをど
- 4 法旧規定一一一四条一項から現行一〇一二条一項への改正の際に、 法典調査会原案一一一九条一項以来、現行一〇一二条 一項にいたるまで、 表現が現代語化されたのみである 規定の内容に実質的な変更は加えられていない。 民
- (5) 法典調査会民法議事速記録六四巻一一五丁表~一一六丁裏。
- 6 ている。 行のために必要なことであるかを何ら明確にしておらず、 者は遺言執行のために必要なことすべてをなしうるということを明らかにするのみであって、 川淳一「民法一〇一二条・一〇一三条(遺言執行者と相続人の処分権喪失)」 九九八年)二九五頁、三一一頁は、民法一〇一二条一項の起草過程をたどったうえで、「起草担当者 そのほか、 遺言執行者の立法経過を詳細に跡づけるものとして、 これらの点の具体化は判例に委ねられたと評価せざるをえない」と評し 竹下史郎 広中俊雄 = 星野英 『遺言執行者の研究』(成文堂、二〇〇五年)三七 何が遺言執行にあたり、 編 『民法典の百年 (富井) の説明 何が遺言執

頁以下がある。

(7)中川善之助=泉久雄 内田貴『民法Ⅳ 二宮周平 親族・相続 『家族法 『相続法 [第四版]』(有斐閣、二○○○年)六○七頁、鈴木禄弥『相続法講義 [第四版]』(新世社、二〇一三年)四一二頁、 [補訂版]』(東京大学出版会、二○○四年)四七八頁など。 伊藤昌司 『相続法』(有斐閣、二〇〇二年)一三六頁以 [改訂版]』(創文社、一九九六年)

8 問題であろう」と指摘する 執行者の権限は、 「相続させる遺言に反する登記と遺言執行者の職務権限」民商一二三巻二号(二○○○年)二二○頁、二三一頁は、 遺言の内容、 遺産の状況、 遺言内容の実現のための必要な手段・方法等を総合的に考慮して決まるべき相対的な

9 中川善之助=加藤永一編『新版注釈民法 解釈にあたっては、 を解釈すべきであるとされている(前者につき最判昭和五八年三月一八日判時一〇七五号一一五頁、後者につき最判平成五年一月 九日民集四七卷一号一頁)。 遺言者の真意の探究すべきであることや、遺言書に表明されている遺言者の意思を尊重して合理的にその趣旨 (28) [補訂版]』(有斐閣、二○○二年)三三○頁 [泉久雄]。また、判例によれば

10 八田卓也「遺言執行者の原告適格の一局面」井上治典先生追悼論文集『民事紛争と手続理論の現在』(法律文化社、二〇〇八年)三七〇 立場を基礎づける可能性のひとつとして、こうした行為は民法一○一二条にいう「遺言の執行に必要な一切の行為」にはあたらな ことができる行為の原告適格はこれら遺言受益者のみに認められ、遺言執行者には認められないとの立場が支持された上で、この いとの解釈論がありうるとしている(同三八六頁)。この解釈は、 おける原告適格の問題を論じている。そこでは、受遺者および「相続させる」旨の遺言における受益相続人が自ら単独でおこなう 本稿第二章・第三章で後に検討する問題に関連して、遺贈および「相続させる」旨の遺言における目的不動産の登記手続に 遺言の執行に「必要」であるかどうか、という本文で示した視点が重要な意味をもちうる、 遺言執行者の原告適格を基礎づける実体権限の有無を定めるにあ との理解に裏打ちされたものと

遺

みることができるように思わ れる。

第二章 特定の不動産が特定遺贈された場合における遺言執行者の権 利

第 節 遺贈による所有権の移転

となるかどうか、 目的とされた不動産が処分されることである 特定の 不動産の特定遺贈が遺言事項とされた場合、これにより生ずる法律効果は、 なるとしてそこでされるべき「必要な」行為があるかどうか、 (民法九六四条本文)。この効果の実現にあたり、「遺言の執行 が問題となる。 遺言者から受遺者へと、 が 遺 問 題 0

ここでは、まず、遺贈に基づいて、目的不動産の所有権の移転がどのように生ずるかが問題となる。 贈の対象とされた目的の権利の移転については、 判例によると次のように解されてい る。 すなわち、 特定物

四七四頁など)。そこで、 を要せず当然に生ずる(大判大正五年一一月八日民録二二輯二〇七八頁、 権が遺贈された場合、 遺贈による遺言者から受遺者への権利移転は、 ある特定の不動産が特定遺贈されたときは、 遺贈の効力発生時 遺贈の効力発生時にただちに当該不動産の所有 最判昭和六二年四月二三日民集四 (九八五条) に、 何ら 巻三号 の行為

所有権の受遺者 れを、 「遺言の執行に必要な」行為の存否という観点か への移転は、 遺贈の効力発生時に何らの行為を要せずに当然に生ずることとなる。 ら捉えると、 次のようになる。 遺贈により生ずる不 それゆえ、 所有 0

権が遺言者から受遺者に移転することになる。

冷債

- に必要な」行為もとくに存在しない、というわけである。 を受遺者に移転させるための法的な手段、つまり「遺言の執行」 を問題とする余地がない。 したがって、「遺言の執行
- 11 (12)これに対して、不特定物が遺贈された場合には、 本稿で取り上げる判例も含めて、遺言執行者の権利義務に関する判例を網羅的に取り上げて検討を加えるものとして、 物の売買の場合と同様である。 ある(不特定物の売買についてこの理を述べるものとして、最判昭和三五年六月二四日民集一四巻八号一五二八頁。遺贈において である(代表例として、中川=加藤編・前掲注(9)二〇五頁[阿部浩二])。遺贈される対象を特定することが必要となるからで (6)、竹下・前掲注(6)五七頁以下。 不特定物が遺贈の対象とされたときは、具体的にどの物の権利が遺贈により移転されるかを定める必要があることは、 遺言の内容を実現する手段として、目的物を特定するという行為を観念することができることになろう。しかし、この場 したがって、前掲最判昭和三五年の理は遺贈の場合にも妥当すると解してよいと思われる)。この場 遺贈の効力が発生した時点では、所有権は受遺者に移転しないとの理解が支配的 Ш 不特定 前掲注

という法律行為自体に基づいて生ずるため、

遺言の内容を実現する手段は不特定物の特定に向けられた行為であって、特定の結果として生ずる所有権移転の効果は遺贈

遺贈の内容を実現するための手段を観念する余地はない。

第二節 遺贈による所有権の移転の公示

第一款 遺贈者から受遺者への移転登記手続

贈に関してつぎに問題となるのは、 以上のようにして生ずる権利の移転を公示することが 「遺言の執行に必要な」

行為にあたるか、

である。

この移転登記手続は、「遺言の執行」にあたると解されるから、 手続をおこなうことが、遺贈に基づく遺言者から受遺者への所有権の移転を実現するために必須となる。 が不動産である場合には、 ることになるから、 は主張できないことになる。そうすると、この第三者との関係では、 ٤ に該当する者との関係では、 判例によると、 受遺者は、 遺贈の効果として生ずる遺言者から受遺者への不動産の所有権の移転を、 不動産の遺贈に基づく所有権の移転には民法一七七条が適用され、 このままでは遺贈の内容たる所有権の移転が実現されたとはいえない。 遺贈に基づいて不動産の所有権が遺言者から受遺者に移転したことを原因とする移転登記 登記が対抗要件となる (最判昭和三九年三月六日民集一八巻三号四三七頁)。 これによる 遺言執行者は、 遺言者から受遺者への所有権移転が否定されう 遺贈を原因として遺贈者名義の登記! 遺贈目的物につき同 同条にいう第三者に対して それゆえ したが 贈 条の第三 0 自的 つて、 物

される必要がある(不動産登記法六○条)。

遺贈にかかる所有権移転登記手続について、

不動産の所有権移転登記手続は、

法令に別段の定めが

な

い限り、

登記権利者と登記義

務者の

共同

申

同条に対する別段の定めは

受遺者へと移転する登記手続をおこなう権利義務があるとされることになると考えられる。(四)(四)

- 11 -

のどちらにもなりうるのか、である。

務である、 る権利義務とは、 務者は誰 在しない か か、 ということになる。 5 を確定する必要がある。そして、 遺贈 この移転登記手続における登記権利者としての登記請求権あるいは登記義務者としての登記手続 の目的とされた不動産について移転登記を実現するには、 問題は、 遺言執行者は、 前段落で述べたことをふまえると、 登記権利者となるのか、 この手続における登記 登記義務者となるのか、 この場面で遺言執行者に認めら 権利者と ある Ų١ はそ

記手続をおこなう義務を履行してもらう必要があることになる。 共同で実現することとなる。 贈に基づく所有権移転を原因とする遺言者から受遺者への移転登記を、この移転登記手続の登記権利者たる受遺者と されている(大判明治三六年二月二五日民録九輯一九○頁)。そして、遺言執行者は、 判例によれば、 遺言執行者は、 受遺者もまた、 登記権利者ではなく、 単独で自己への移転登記を実現することはできず、 登記義務者として、この移転登記の実現に関与すべきことと 登記義務者としての立場で、 遺言執行者に移転登

13 なお、 第三者に対抗するために登記は不要であるとされている。この点については、 本稿第三節で検討する、「相続させる」旨の遺言では、 後にみるように、「相続させる」旨の遺言による所有権移転自体につい 後掲注 23

(14)この文脈に関連する限りで、 所有名義ヲ遺贈者ヨリ直チニ受遺者ニ変更スルコトヲ得可ケレハ本件請求ノ如キハ純然タル遺言執行ノ行為ナリトス而シテ被上告 者ニ其名義ヲ移転スルコトノ手続ヲ為ス義務ナシ而シテ第三者又ハ相続人ノ取得名義取消サル、トキハ遺言執行者ハ遺言ノ目的 キ遺言執行ヲ為スニ当リ第三者又ハ相続人ハ其所有権 判決文を引用しておく。「遺贈ノ目的カ第三者又ハ相続人ニ移転セル場合ニ於テ遺言執行者カ其目的 ノ取得ノ取消ニ関スル手続ヲ為ス可キ義務ヲ有スルニ止 マリ尚ホ其上受遺

(筆者注 カ恣ニ自己ノ名義ニ変更シタルヲ以テ其登記ノ取消ヲ請求スルニ在リテ遺言ノ執行ノ為メニハ此 : 遺言執行者) ハ本件ノ目的物 ハ遺言者カ受遺者ニ遺贈シタルモノナルニ上告人 (筆者注 ノ如キ請求ハ必要ニシテ且 遺言者からの移転登記経

法律上当然許サル可キモノナレハ被上告人カ本件ノ請求ヲ為シタルハ正当ナリトス

第二款 遺贈者から移転登記を経由した者が現れた場合

その公示に必要となる所有権移転登記手続だけであるとも考えられるからである。(雪) 関して「遺言の執行」にあたる事柄は、 転について、遺言の内容を実現するための法的な手段として必要となるのは、遺言者から受贈者への所有権の移転と、 になり、 前 款でみたように、 これによって遺贈の内容が実現されることとなる。それゆえ、 特定の不動産の遺贈により生ずる所有権の移転は、 以上に尽きるとも考えられる。 遺贈の効果として生ずる不動産の所 遺贈による不動産の権利の 登記を備えることで万人に対抗できるよう 移転とい · う 有権の移 面

えて、 経 とされている(前掲大判明治三六年二月二五日、 死亡後に遺言者から所有権登記を経由した者に対して、 由 [され かしながら、 遺贈の目的とされた不動産の登記手続に関与する権利義務を認めている。すなわち、 た移転登記の抹消登記手続請求もまた、 判例では、 遺言執行者に、 遺贈を原因とする移転登記手続における登記義務者として負う義務を超 「遺言の執行」 大判昭和一五年二月一三日判決全集七輯一六号四頁)。これは、この その移転登記の抹消登記手続請求権を行使することができる にあたると解されていることを意味する 遺言執行者は、 遺言者

っとも、

遺言執行者によるこの抹消登記手続請求が、

遺贈の内容を実現するための手段であるとは、

当然には

— 13 **–**

認める可能

贈目的 この請求が実現されることで生ずるのは、 性を、 物の権利移転が実現されることになるわけではないからである。そこで、 民法一〇一二条一項の解釈論として基礎づける必要があるように思われる。 遺言者名義 の登記 の回復であり、 このような権利を遺言執行者に これによって、 遺言

登記経由者に対してその抹消登記手続請求をすることも、 するには、 言者から受遺者に移転する義務を負っている。 なわち、 ひとつの可能性は、遺言執行者が負っている移転登記手続をすべき義務と結びつけることによる正当化 遺言執行者は、この移転登記手続義務を履行することができない。 遺言執行者は、 その不可欠の前提として、登記が遺言者の名義に回復される必要がある。 というわけである。 (f) 遺言者から受遺者への遺贈目的物の所有権移転の公示のために、 ところが、 遺言内容を実現する「遺言の執行」 遺言者の死亡後に遺言者から移転登記を経 遺言執行者がこの移転登記手続義務を履! そこで、 当該不動産 遺言執行者が当該移転 にあたると考えること 由 の登記名義を遺 した者が 現 す

可能である、

者が負う登記義務者としての移転登記手続をおこなう義務の履行には、 移転登記手続をおこなう義務の履行の前提として位置づ に遺贈者から受遺者への移転登記を実現することが可能になる、 行者に抹消登記手続請求が認められる根拠として、遺言執行者は受遺者に対して移転登記手続をする義務を負って 第三者または 遺言者から移転登記を経由した相続人の当該移転登記を抹消することが、遺言執行者が受遺者に対 このような理解が示唆されているとみることもできる。 相 続人が遺贈目的 物の移転登記を経由した場合には、 つけられ ているともみうる。 ということを挙げている。 すなわち、 登記を遺言者名義に回復することが必要であ この移転登記を抹消することでただち 前揭大判明治三六年判決 すなわち、 また、 両判決とも、 前揭大判昭 和 言 7 五.

ような理解が理論的には成り立ちうるとしている。

ŋ 登記名義人への抹消 登記手続請求はまさにこの登記名義の回復を実現する行為である、 という観点が 重視され

るとみることもできるように思われる。

- 15 八 田 前揭注 10 三八一頁以下は、 これを「「本来的な」 遺言内容の実現形態」 と表現して、このような考え方を支持する。
- 16 岡垣学=川井健編『逐条民法特別法講座⑩』(ぎょうせい、 する権限を認めるとしている。 るための手続およびこれらを実現するのに前提となる行為ができる、との理由から、 執行者はその実現に必要ないっさいの行為をすることができるとした上で、 また、 八田・前掲注 (10) 三八二頁も、 一九八八年)六四七頁 結論的にはこうした理解には与していないが 特定遺贈では執行者は受遺者が完全な権利者とな [加藤永一]は、 遺言執行者に遺贈に反する登記の抹消を請求 遺言により財産処分がされ
- 17 行為ナリトス而シテ被上告人ハ本件ノ目的物ハ遺言者カ受遺者ニ遺贈シタルモノナルニ上告人カ恣ニ自己ノ名義ニ変更シタルヲ以 前掲注 の抹消により遺言執行者が登記名義を遺贈者からただちに受遺者に変更することができる点が挙げられてい 遺言執行者ハ遺言ノ目的ノ所有名義ヲ遺贈者ヨリ直チニ受遺者ニ変更スルコトヲ得可ケレハ本件請求ノ如キハ純然タル遺言執行 14 ノ取消ヲ請求スルニ在リテ遺言ノ執行ノ為メニハ此ノ如キ請求ハ必要ニシテ且ツ法律上当然許サル可キモノ」であるとさ 本文で述べたように、ここでは、 の引用のうち、 本文で述べた内容に関連する箇所を再掲しておくと、「第三者又ハ相続人ノ取得名義取消サル 遺言執行者による抹消登記手続請求を「遺言の執行」にあたると解する根拠として、
- 18 条 前揭注 (筆者注:民法旧規定。 14 17 と同様に、 現行一〇一二条) 本文で述べた内容に関連する箇所を引用しておく。 ニヨリ遺言ノ執行ニ必要ナル一切ノ行為ヲ為スヘキ権利義務ヲ有スルモノナルカ故 同判決によれば、 一遺言執行者 ハ民法第千百十四

受遺者への遺贈に基づく所有権移転登記手続義務を遺言執行者が負っていることに着目されているとみることができる. ト云ハサルヘカラス」とされている。ここでも、 ……遺言執行者タル上告人ハ相続人……ニ対シ本件遺贈ノ目的タル不動産ニ付相続ニヨル所有権移転登記 モノト云フへク其抹消ヲ為サシメタル上被上告人(筆者注:受遺者)ニ対シ遺贈ニ至ル所有権移転登記ヲ為スヘキ義務アルモノ 抹消登記手続請求権が遺言執行者に認められることを導くにあたり、 ノ抹消ヲ請求スル権利ア

受遺者による抹消登記手続請求との関

ところで、一方で判例によると、

ことができるとされている 自らの所有権に基づく妨害排除として、 (最判昭和三○年五月一○日民集九巻六号六五七頁、最判昭和六二年四月二三日民集四 遺贈により特定の不動産の所有権を取得した受遺者は、 相続人または第三者のためにされた無効な登記の抹消登記手続を求める 遺言執行者が ある場合で

ることができる。 現する権利義務を有しているかどうかは、少なくともただちには影響を及ぼさない、との考え方が採られているとみ いえば、ある行為が 卷三号四七四頁)。 した行為は遺言の執行に「必要な」行為ではないとの解釈も論理的には成り立ちうると思われる。 これは、 遺言執行者に同 移転登記を経由した者に対して抹消登記手続請求権を有する者が遺言執行者以外に存在する場合であって このような場合には遺言執行者の行為によるまでもなく遺言の内容の実現が図られうるから、 !様の請! 「遺言の執行に必要な」行為であるかを定めるにあたって、遺言執行者以外の者が同 求権が認められることは排除されない、と解されていることを意味する。 しかし、このよう よ り 一 じ内容を実

第

節

「相続させる」旨の遺言における権利の移転

登記 な理 是手続請: 解 は 採らないことを示したものとして、 求に関しては、 遺言執行者の請求権と受遺者の請求権が両立することが認められることも意味しているこ 上記判決は意義を有する。 また、 この 判例 の考え方によると、 この抹

とになる。

以 上の検討を前提として、 つぎに、「相続させる」 旨の遺言について、 項を改めて検討することとする。

第三章 「相続させる」旨の遺言により特定の不動産が承継された場合における遺言執行者の 権利が

意思が一 る²⁰ るか、 るの が特定遺贈なのか、それとも遺産分割方法の指定 特定の か、 示された遺言 したがってまた、 が 財産について、 議論されてきた。 (V) その権利移転をどのような手続に従いどのように公示するか、 わゆる 遺贈ではなく、 この議論は、 「相続させる」旨の遺言) 特定の相続人(以下、受益相続人とする)に この種の遺言において目的とされた権利の移転がどのようにして実現され (民法九○八条)なのか、あるいはその他の何らかの処分方法であ がされることもある。このような遺言がされた場合、 「相続させる」 という問題とも関連してきう 旨の被相続 人の

四号四七七頁である 相 続させる」 旨 0 (以下、 遺言の法的性質に関するリーディ 同判決をたんに平成三年判決と呼ぶ)。平成三年判決は、 ングケー スとなったのが、 最判平成三年 「相続させる」 应 月 旨の遺言に関 九 日民 集四 五

つぎのように判

示してい

は遺 遺産 を特定の 相続人の意思として当然あり得る合理的な遺産の分割の方法を定めるものであって、 相続人と共にではあるが当然相続する地位にあることにかんがみれば、 関係及び生活関係、 的にその趣旨を解釈すべきものであるところ、 もち、 遺言で遺 が ての特定 右の 言に拘 を特定 当然の合理的な意思解釈というべきであり、 贈と解すべき特段の事情がない限り、 遺産を当該相続 は相続人の遺産の承継関係に関する遺言については、 特定 /相続 「相続させる」 東され、 産 の遺産を特定 の の相続人のか 相続 人に単独で相続により承継させることをも遺言で定めることを可能にするために外ならない。 0 分割 人に 各相続· これと異なる遺産分割 の方法を定めることができるとしているのも、 人をして、 「相続させる」 趣旨の遺言は、 かわりあいの関係等各般の事情を配慮して遺言をするのであるから、 0 相続 人の現在及び将来の生活状況及び資力その他の経済関係、 他の共同相続人と共にではなくして、 人に単独で相続 趣旨の遺言者の意思が表明されている場合、 正に同条にいう遺産の分割の方法を定めた遺言であり、 の協議、 遺贈と解すべきではない。 遺言者は、 により承継させようとする遺言は、 遺言書の記載から、 さら 遺言書において表明されている遺言者の意思を尊重して合理 には審判も 各相続人との関係にあっては、 な 遺産の分割の方法として、このような特定の遺 そして、 その趣旨が遺贈であることが明らか 単独で相続させようとする趣旨 し得ない 遺言者の意思は、 右の のであるから、 当該相続人も当該遺産 前記の各般 「相続させる」 民法九〇八条におい 特定の不動産その他 右の各般の事情を配慮して、 その者と各相続人との身分 の事 このような遺言 遺言書にお 他の共同 趣旨の遺言、 情 を配 のものと解する 相続 て被 を他 !の遺 であるか又 て特定 たが て すな 共

遺言者の意思に合致するものとして、

遺産の一部である当該遺産を当該相続人に帰属させる遺産の一

部

0)

つ

0

被相

続

人から受益相続人に承継されることになる。

なる。

諾 が なされ の意思表示に た の と同 かからせたなどの特段の 様 の 遺 産 0)承継関 係を生ぜしめるものであり、 事情のない限り、 何らの行為を要せずして、 当 「該遺言にお いて相 被相続人の死亡の時 続による承継を当該 相 (遺 言 0 効

力の生じた時) 0 権 れによれば、 莉 は、 特段の事情がない限り、 に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるものと解すべきである。 特定の 財産を 相 続させる」 何らの行為を要することなく遺言の効力発生時にただちに、 旨の遺言は、 遺産分割方法の指定と解すべきであるとともに、 相続を原因として 該

のな そのもの 的とされた場合における権利の承継は、 必要な手続が、 稿の課題との関係で確認しておくべきことは、 限り、 E つい 遺贈ではなく遺産分割方法の指定であると解釈される。 ては、 遺贈の場合と異なりうる。 遺贈の場合と同様に、 遺贈の場合と同じように即時の権利移転が生ずる。 第二に、 遺言の内容を実現するための法的な手段を問題とする余地は しかしながら、「相続させる」旨の遺言にお つぎの点である。 第一に、「相続させる」 したがって、 権利 の承継 旨 したがって、 1の遺言 いて特定の不動 の仕 組 は みとその 権 特 ないことに 莉 段 公示 0) 産 0) が 承 事 目

19 後掲平 年四 月一 -成三年判決が登場するまでの議論状況を詳細に整理するものとして、 九日第二 頁 秋武憲一 小法廷判: 決について一 \ \ わゆる相続させる旨の遺言をめぐる裁判例と問題点 登記研究五二三号 (一九九一年) 一三頁、 揖斐潔 「相続させる」 判ター一五三号 塩月秀平 旨の遺言の解釈 最高裁判所判例解説民事篇平 (二〇〇四年) 六○頁など

が

がある。

20 後掲平成三年判決が登場するまでの議論では、 益相続人の単独の所有権登記をすることはできず、遺産共有登記をすることができるのみだということになる。 このような理解を前提とすると、 川善之助=泉久雄 産分割が完了するまでは、 ちに遺言者から受遺者に権利が直接移転するとの理解が判例・通説であったのに対して、遺産分割方法の指定と解されるときは、 『相続法 受益相続人は法定相続分の共有持分を有するにとどまる、との理解が有力であった [第三版]』(有斐閣、一九八八年) 二三七頁、二四三頁。詳しくは、前掲注 特定の不動産が 特定遺贈と解されるときは、本稿でもすでにみたように、 「相続させる」旨の遺言の目的物とされた場合、 遺産分割が完了するまでは、 (19) で掲げた文献を参照)。 遺言の効力発生時にただ (代表例として、 遺

第二節 「相続させる」旨の遺言により承継される不動産に関する登記手続

第一款 序論

ずとも単独でおこなうことができる。 続人は、 産が承継される場合、 方は、平成三年判決の法理を前提とすると、 これに対して、「相続させる」旨の遺言による不動産の承継について、これを原因とする登記を実現する手続のあり 相続人が単独で移転登記手続を申請することができるとされている(不動産登記法六三条二項)から、受益相 被 相続人から受益相続人への所有権登記の移転という遺言の内容を実現する手続を、 この承継原因は遺贈ではなく相続であるとされる。そうすると、 それゆえ、承継されるべき不動産の登記が被相続人の名義となっているとき、 遺贈の場合と異なってくる。すなわち、「相続させる」旨の遺言により 相続を原因とする登記につい 遺言執行者の協力を得

相続 義務者としてこの登記手続に関与する余地はないようにみえる。 を原因とする被 相 続 人から受益相続・ 人 $\overline{\ \ }$ の 移転登記 手続にあたって、 遺言執行者は、 遺贈 の場合と異

されるとは限らない。そこで、 だとしても、 たるという余地はおよそないのかどうか、である。遺言執行者が登記義務者として登記手続に関与する余地が んで遺言執行者にも、 相続させる」旨の遺言において、目的不動産の登記を被相続人から受益相続人に移転する手続が このことを前提とすると、「相続させる」旨の遺言では、 受益相続人への移転登記手続をおこなう権利を受益相続人とならんで有するということが この登記手続に関与する余地はな 受益相続人が単独で自己への移転登記手続をとることができるとしても、 V 遺贈の場合と比較して、つぎのことが問題となる。 0 か、 が 問題となりうる。 「遺言の 執行 な に 0

とが うな説明、 義務者として登記手続を履行すべき義務は負わないと考えられる。 名義となっている場合の受益相続人への移転登記手続において、遺言執行者が遺贈の場合と同じようなかたちで登記 についてである。 第二に、 認められてい 「相続させる」 遺言執行者に登記名義人に対する抹消登記手続請求を認める、 被相続人の死亡後に被相続人名義から移転登記を経由した者が現れた場合における遺言執行者 つまり、 遺贈の場合には、 12 旨 遺言の内容を実現するために必要な行為である移転登記手続義務を履行するため しかしながら、「相続させる」 「の遺 !言の場合には、こうした抹消登記手続請求をすることが遺言執行者に認められる余地はな 当該登記名義人に対して遺言執行者がその移転登記の抹消登記手続請求をするこ 旨の遺言では、 当該遺言の目的とされた不動産 したがって、 という説明をすることが困難となる。 本稿第二章第二節第二款で示した の の不可. 登 范 の が 欠の前 そうす 利義

のか、

が

問題となりうる。

九九一年)一四〇頁)。

- 21 この所有権移転登記手続は、 頁。 始 0 Ĥ 0) 所有権移転登記となる 相続を原因とする相続登記であると扱われるため、 (内田恒久 「相続させる旨の遺言における遺言執行者について」公証一二五号(一九九九年) 登記原因は相続であり、 登記原因の日付は相
- 22 平成三年判決をうけて、 このような理解が登記実務でも採られることとなった (質疑応答 【七二〇〇】 登記研究五

判例の立場

最高裁とで、第 決をたんに平成一一年判決と呼ぶ)。本判決では、原審(東京高判平成一〇年三月三一日判時一六四二号一〇五頁) の点についても、 以上の点について判断を示したのが、 対比が有益であると思われる。 の点に関しては同じ結論が採られているものの、 結論を導くにあたっての理由づけが異なっている。そこで、本判決の特徴を際立たせるにあた 最判平成一一年一二月一六日民集五三巻九号一九八九頁である 第二の点では結論自体が異なっている。 (以下、 また、 同 第 لح 判

て原審との

権を取得したものというべきである ……これにより、 原審は、 つぎのように判示している。「新遺言は被相続人の不動産を特定の相続人に相続させる趣旨のものであり、 ……相続人らは、 被相続人死亡の時に相続により…… (最高裁平成三年四 月 九日第二小法廷判決・ (各自の) 特定の相続人が被相続人の死亡時に相続 持分割合により本件各土地の所有 民集四五巻四号四七七頁参

そして、特定の不動産を特定の相続人に相続させる趣旨の遺言により、

になるというものでは

な

に右 七年一月二四日第三小法廷判決 求める訴えを提起することができるのであるから、 執 行として相続人に対する所有権移転登記手続をする権利又は義務を有するものではないと解される 遺言の 内容に反する登記がなされたとしても、 産 0) 所 有権 を取得 した場合には、 裁判集民事一七四号六七頁、 当該! 当該不動産について遺言執行の余地はなく、 当該相続人が自ら所有権に基づく妨害排除請求としてその抹消 相続 人が自らその旨 同平 成一〇年二月二七日第二小法廷判決 0 所有権移転登記手続をすることが 遺言執行者は (最高: 裁判 でき、 『裁平成 所 遺 仮 を

これに対して、上告を受けた最高裁は、 つぎのように判示して、 原審を一部破棄して差

(相続させる遺言)

は、

特段の

事情

が

ない限

当

特定の不動産を特定の相続人甲に相続させる趣旨の遺言

二一四号

四頁参照)。

うな即時 なく被相続人の死亡の時に直ちに当該不動産が甲に相続により承継されるものと解される 産を甲をして単独で相続させる遺産分割方法の指定の性質を有するものであり、 ti 四号同三 の 権 利移転 应 月 の効力を有するからといって、 九日 第二小法廷判決 民集四 五巻四 当該遺言の内容を具体的に実現するための執行行為が当然に不 [号四七七頁参照)。 L か これにより何らの行為を要すること しながら、 (最高裁平成元年 相続させる遺言が · (オ) 右 第

登記 要とすると解すると否とを問わず、 実務上、 遺 言 0 執 行に 相続させる遺言については不動産登記法二七条 産 必要な行為 取引における登記 に当たり、 甲に当該不 の重要性に 遺言執行 -動産の か んがみると、 行者の職 所有権移転登記を取得させることは、 務権限に属 (筆者注 相続させる遺言による権利移転につい : 現六三条二項) するものと解する により甲が単独で登記申請 0) が 民法一〇一二条一項に 相当である。

には、 ことができ、 が当該不動産につき自己名義の所有権移転登記を経由したため、遺言の実現が妨害される状態が出現したような場合 廷判決・裁判集民事一七四号六七頁参照)。しかし、本件のように、甲への所有権移転登記がされる前に、 言執行者は登記手続をすべき権利も義務も有しない るのが相当である。 遺言執行者は、遺言執行の一環として、右の妨害を排除するため、 できるとされ さらには、 この場合には、 甲への真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めることもできると解 7 V るから、 甲において自ら当該不動産の所有権に基づき同様の登記手続請求をすることが 当該不動産が被相続人名義である限りは、 (最高裁平成三年 (オ)第一〇五七号同七年一月二四 右所有権移転登記の抹消登記手続を求める 遺言執行者の職務 は顕在 他 日第三小 化 0)相続. 法 遺

きるが、このことは遺言執行者の右職務権限に影響を及ぼすものではない。」

づけられるか、 こで、平成一一 と解されているということができる。結論だけをみると、 要性にか に対して、第二の点のうちの抹消登記手続請求に関しては、 以上から、 遺言執行者は登記が被相続人名義である限りは登記手続をおこなう権利も義務も有しない。 抹消 つぎのようにまとめることができる。 んがみ、 前款で指摘した問題について平成一一年判決がどのような判断を示しているかは、 登記手続請求権および真正な登記名義の回復を原因とする移転登記手続請求権を遺言執行者に認める、 また正当化されうるかを明らかにすることが必要となる。 年判決に関 受益相続 して、 人に所有権移転登記を取得させることは「遺言の執行」にあたるとの理解を前 同判決の結論とその理 すなわち、第一の点については、不動産取引において登記が有する重 由づ 第一の点は、 けが 遺贈の場合と同じ結論が導かれていることがわかる。 遺贈に 遺贈の場合とは異なる結論が導か おける判例法理と対比してどのように位置 他方、 遺贈 の場合とも比 第二の点につ れているの 提としつつ そ

れている(質疑応答【七七八七】登記研究六七二号(二〇〇四年)一七七頁)。

24 23 平成一一年判決を前提として、実務では、 平成一一年判決では、「相続させる」旨の遺言による権利の移転について対抗要件を必要と解するかどうかを問わず、 号五九頁が、「相続させる」旨の遺言による不動産の権利の取得については、登記なくして第三者に対抗できる旨を判示している。 登記は一般に不動産の得喪変更の対抗要件とされ、 調査官解説によれば、 を提起し、 邉義典・最高裁判所判例解説民事篇平成一一年度(下)九八八頁、一〇一〇頁)。本判決後、 を考慮し、受益相続人に所有権移転登記を取得させることは遺言の執行行為にあたると判示している。 これを認容する判決書の正本を登記申請書に添付して当該抹消登記または所有権移転登記を申請することができるとさ かりに 「相続させる」旨の遺言による権利移転それ自体を第三者に対抗するには登記が不要であるとしても 遺言執行者は、 その後の不動産の処分等には登記が必須であるからであろう、とされている 当該登記の抹消登記手続またはこれに代わる移転登記手続を求める訴え 最判平成一四年六月一〇日判時一七九 その理由について、 「不動産取引の

第三款 検討

第 の点につい

の説明は、

本稿の分析視角からは、

つぎのように捉えることができる。「相続させる」旨の遺言に

おい

て、

目的

在化 受益 平 成 しせず、 |相続人が単独でおこなうことができることを挙げて、 遺言執行者は登記手続をおこなう権利義務を有しない、 年判決は、 被相続人から受益相続人への相続を原因とする移転登記手続は不動産登記法六三条二項 登記が被相続人名義である限りは、 としている。 遺言執行者の職 ば

べにより 25

きるため、

遺言の執行に「必要な」行為ではない、

点に左右されるという理解は、

必ずしも自明のものでは

され しかし、この移転登記手続は、 た不動 産 の 前 有 権登記を受益相続人に取得させることは、 当該不動産の登記が被相続人名義である限り、 民法一〇一二条一 受益相続人が単独でおこなうことが 項に いう 「遺言の執 行 あ たる。

遺言の執行に 「必要な」行為にあたるかどうかが、 は な い。 8 受益相続人が単独でおこなうことができるという観

というわけである。

例との関係でも、 にあたる)、ということを出発点に据える限り、この論拠によって遺言執行者の権利義務を否定することは、 該権利義務を潜在化させることには必ずしもならないことを、 でもやはり、 益相続人の両者ともにおこなうことができるとしている。このような請求することが遺言執行者に認められるという 続開始後に被相続人から移転登記を経由した者に対しては、その移転登記の抹消登記手続請求等を、 を実現するこの 行者以外の者も有している場合でも、そのことが遺言執行者の当該権利義務を潜在化させるわけではなく、 というのは、 この請求が したがって、受益相続人に所有権登記を取得させることは遺言執行者の職務権限に属する 「遺言の執行」 遺贈 両者の権利義務が両立しうるとしていた。 また平成一一年判決自体に内包されている論理との関係でも、 に関する検討においてみたように、 「遺言の執行に必要な」 にあたる行為をする権利義務を遺言執行者以外の者も有していることが、 行為にあたることが前提とされていると解される。 判例は、 さらに、 「遺言の執行」 平成一一年判決自体、 傍論ではあるも にあたる行為をする権 必ずしも説得的ではないように思 0 Ó 次項の二でみるように、 認 めてい そうであれば、 遺言執行者の当 利義 ると解され (|遺言の執 従来の判 同じ内 相

れる。

るとは 以 上によると、 難 いと思わ 平成 れる② 年判 それでは、 決の述べる第一の点が、 平成一一年判決の結論をどのように正当化することができるだろう 同 2判決が明示的に挙げている論拠のみで完全に正当化され

せる」 であること、 あたらない、 務の ということが着目されてよいのではない て実現されるべき遺言の内容がどのようなものであるかは遺言者たる被相続人の意思に照らして画定されるべ 旨の遺言に 潜在化 と説明することで正当化することが考えられてよいと思われる。 および、「相続させる」 顕在化という説明によってこの結論を正当化することが難しいとすれば、条文に立ち返り、「 お Ų١ て目的とされた被相続人所有の不動産の登記を受益相続人に移転することは 旨の遺言において被相続人が有していると解される意思はどのようなも か。 具体的にはこうである。 そして、 その際には、 「遺言の執 「遺言の執 のである 「相続 行 行 に さ

思であるとみることができる。 遺贈の場合には、 くれる者、 とはできない。 点で遺言者は死亡しているから 者から受遺者への 記手続がされない 贈による不動産の所有権移転の場合、 具体的には自身に代わって受遺者と共同で移転登記手続をおこなう者を立てることが考えられる。 そこで、遺言者としては、 このような経緯で立てられた遺言執行者を移転登記手続に関与させることが、遺言者の合理 限り、 移転登記手続は、 遺言内容が実現されたとはいえない。 (民法九八五条)、遺言者自身がこの移転登記手続に関与して遺言の内容を実現するこ 登記権利者と登記義務者の共同申請となる。 遺言内容の実現を担保するために、 本稿第二章第二節第一款で検討したように、 そして、不動産登記法六○条により、 自らに代わって遺言の内容を実現して しか この所有権移転を公示する移 Ų 遺贈 の効力が生ずる時 遺言者たる 性的な意

れに対して、

「相続させる」

旨の遺言による不動産の承継

の場合、

判例によれば、

遺

贈

の場合と異なり、

この承継

りうると思わ

る

すると、「相続させる」 更の対抗要件とされていることから、「相続させる」旨の遺言により所有権を承継した旨の登記を受益相続人が 贈の場合になぞらえて「遺言の執行」 を公示する登記 その後に受益相続人が当該不動産の処分等をするにあたって支障となりうるという理解 の具備 ば 旨の遺言においても受益相続人名義の登記を具備させる必要がある、 対抗要件とならない。 にあたると説明することはできない。 そうすると、 被相続人名義の登記を受益相続人に移転する手続 もっとも、 登記が一 と考える可能性 般に不動 が に当で 産 はなおあ 0 2経由 得喪 遺

定していない、 常の意思は、 転登記手続をおこなう者の存在を必要としない。そうすると、 の移転登記手続を可能にすることを企図していると考えられる一方、 と解されると思われる。 承継させようというものであり、 れていると解される遺言者たる被相続人の合理的な意思は、 定めたか、という被相続人の意思も問題となる。 ても不動産登記法六○条ではなく同法六三条二項の適 かしながら他方でここでは、 での この場面では、 と解することが可能ではないかと考えられる。 移転登記手続を認めるものであるから、 そして、 自身が定めた遺言内容の実現のために自身に代わって行為する者の存在 同法六三条二項は、 特段の事情がない限りは遺贈と解すべきではないのだとすれば、 被相続人が、 自己に代わって遺言執行者にその実現を託す遺言の内容をどの 平 ・成三年判決が説くように、「相続させる」 旨の遺言にお 登記手続の共同申請主義の例外として受益相続人に相続を原 被相続 用が認 その遺言の対象財産について相続により特定の相続人に このような理解が可能であるならば、 不動産登記法六三条二項の適用を欲する被相続 人は、 められるべきことが、 この場合には自身に代わって受益相続 同法六三条二 |項の適用により受益 被相続人の合理的な意思であ 移転登記手続に 不動産登記法六三 やその 相 続 て表明 んに単 人の通 への ように 移 独 0

ことに関与する遺言執行者の権利義務の違 続人によって欲せられており、 条二項に基づく相続登記としての移転登記 このように、 遺贈と「相続させる」旨の遺言における遺言者・被相続人から受遺者・受益相続人に登記を移転する したがって いは、 の手続は、 「遺言の執行」にあたらない、 両者の登記手続の類型的相違をふまえて、そのいずれかを選択した 当該遺言において実現されるべき内容を構成しないことが との解釈が可能ではない かと考えられ

ことから推断される遺言者の意思に求めることもできるように思われ

25 平成一一年判決が引用しているように、 年 理由とする損害賠償請求権が訴訟物であったために、 亡とともに相続により当該不動産の所有権を取得した場合には、 日判時 ているようである -判決の判示をたどると、 五二三号八一頁がある。 遺言の執行として右の登記手続をする義務を負うものではない。」とされている。 同判決は、この平成七年判決の趣旨は遺言執行者の移転登記手続をする権利の否定にも及ぶものと解 それによれば、「特定の不動産を特定の相続人甲に相続させる旨の遺言により、 第一の点について同判決に先立って判断を示した最高裁判決として、最判平成七年一月二四 遺言執行者の権利の側面については直接判示されていない。 甲が単独でその旨の所有権移転登記手続をすることができ、 この訴訟は、 遺言執行者の義務違反を 甲が被相続: しかし、平成一一 遺言

26 平成一一年判決が、 頁 認めるべきであるとし、 は異論も強い。 犬伏由子・リ 本判決の評釈では、 マークス二〇〇一〈上〉 不動産の登記が被相続人名義である場合に遺言執行者の登記手続権限をおよそ否定したことに対しては、 半田吉信・ジュリスト一一八六号(二〇〇〇年)一〇〇頁も、この場合に遺言執行者が遺言執行に 二羽和彦·金判一〇九七号(二〇〇〇年)五九頁、 八二頁は、 不動産の登記が被相続人の名義である場合にも遺言執行者の登記手続権限 河野信夫・判評五〇〇号 (二〇〇〇年) 学説上 四六 切

垣内弘人編『家事事件の理論と実務 与しえないとするのは常識に反するのではあるまいか、とする。 第二巻』(勁草書房、二〇一六年)一七七頁〔初出、二〇一二年〕 さらに、 雨宮則夫 「遺言執行者の職務権限について」松原正明 も 受益相続人だけでなく

競合し併存して登記請求権限を認めるのが相当である、としている(同一九一頁)。

27 相続開始後に被相続人から移転登記を経由した者に対して、遺言執行者と受益相続人の両者ともにその移転登記の抹消登記手続請 かりに被相続人から受益相続人に登記を移転する義務が遺言執行者にはないと解するとしても、 をとることができることを理由として遺言執行者の職務権限が顕在化しないという根拠が失われることになるのではないか、 求等をおこなうことができるとの論理を採るならば、 登記が被相続人名義のままである場合には受益相続人が単独で移転登記手続 その権利も遺言執行者にはないか

一七九頁。

せる」旨の遺言ある場合の遺言執行者の職務権限」

どうかは区別して論ずる余地があるのではないかと指摘して、平成一一年判決の論理に疑義を呈するものとして、

水野紀子=大村敦志編

『民法判例百選Ⅲ

親族・相続』(有斐閣、二〇一五年

磯村保 | | 相続さ

28

前掲注

23

を参照

一 第二の点について

に対する抹消登記手続請求も認められないとしたのに対して、 た者が現れた場合であっても、 第二の点については、 原審と最高裁で判断が分かれている。 受益相続人がその抹消登記手続を請求することができるから、 最高裁は、 原審は、 相続開始後に被相続人から移転登記を経由 この場合には遺言執行者に抹消登記手続請 遺言執行者にはこの者

そのうえで、傍論であるが受益相続人にも抹消登記手続請求等が認められるとして、

求等が認められるとしている。

が

問

われることになる。

平成一一年判決は、

遺言執行者には

「遺言執行の一環として」こうした権利

が認められると

とが

できない

わ

いけでは

な

の考え方は遺贈の場面でも判例で採られていたところであり、 外の者がすることが可能であることにより、 認めることに影響を及ぼすものではないとされている。 最高裁 0 判 示によると、 受益相続 人が同様の請求をすることができることは、 問題の行為 遺言執行者の行為と同じ結果をもたらす行為を遺言執行者以 が遺言の執行に 連 の判例の流れのなかにこの考え方を位置づけるこ 「必要な」 遺言執行者に抹消登記手 行為でなくなるわけではな

両者

0

請

求

は

両立しうるとしてい

な い²⁹ となっている登記を受益相続人に移転する手続をする権利は認められないにもかかわらず、被相続人から登記名義を させる」旨の遺言においてこうした説明をすることは難しい。 行者が履行するにあたっての不可欠の前提となる行為である、 釈を基礎づける論拠と目されたのは、この抹消登記手続請求が、遺言者名義の登記を受遺者に移転する義務を遺言: の場合にもこれ 遺 由 言の 題は、 遺言の執行に必要な」 また、 た者 場合には この抹消登記手続請求等が が 現 真正な登記名義の回復を原因とする移転登記手続請求に関しても、 が ħ た場合にこの者の登記を受益相続 平 遺言 成一一 の執行」にあたるとされてい 行為の要件と結びつけることは、 年判決によると、 遺言の執行」にあたるかどうかである。 遺言執行者はこのような義務を負わな 人に移転する手続をする権利は認められるとい た。 もっとも、 「相続させる」旨の遺言にお ということであった。 したがって、このような観点から、 本稿第二章第二節第二款でみたように、 遺言執行者に、 抹消登記手続請求 しかしながら、「相続させる」 いとされるのであるから、 ĺ١ ては困 被相続 難だとい ふに関 抹消登記手続請 えるの わざるをえ はなぜか 相続 遺 旨 贈

具体的にはこうであ

相続人から移転登記を経由した者が現れた場合にまでは及ばない、 であるように思われる。 のとみて遺言執行者に権利義務が認められることになるのか、 それでは、 しかし、「一環として」という内容は明らかでなく、 どのように考えることができるだろうか。ここでも、 そのうえで、被相続人が遺言執行者を登記手続に関与することを要しないとする意思は また、「一環」 必ずしも明確に基礎づけられているとはい と説明することができるのではないかと思わ 被相続人の合理的な意思解釈を通じた検討が有 であればなぜ 「遺言 0 執行 にあたるも 被

続人が欲していたとおりに、 るため、 わって実現されるべき遺言内容として予定していない、 現のために自身に代わって遺言内容を実現する者の存在やその行為を必要としないことから、 用が認められるならば、 たように、 t ることが必要となるけれども、 相続させる」 登記が 不動産登記法六三条二項に従い受益相続人が単独で自己への移転登記を実現することができなくなる。 記を経由 不動産登記法六三条二項の適用を欲すると解される被相続人の意思にあった。 被相続人名義である限り遺言執行者は登記手続をする権利義務を有しないと捉えうる理 それゆえ、 旨の遺言においても受益相続人名義の登記を具備させる必要がある、 した者が現れると、受益相続人が登記を了するには当該登記名義人に対する登 この場面では受益相続人は単独での相続登記が可能であるため、 被相続人が自身に代わって不実の登記を抹消するべく行為する者を要する事態が生じてい 同項に従い受益相続人単独での移転登記を実現するには、 被相続人はすでに死亡しているため、 というわけである。 被相続人が自己名義の登記を自身で回復するこ しかしながら、 という考え方を前 登記を被相続人名義に回 この意思どおりに同 被相続人は、 相続の開始後に被相続 遺言執 記 亩 請求 行者が自身に 遺言内 が 先に 必要とな 容 項 . О Ó 実

思われ

これにより移転登記の実現を担保することが被相続人の合理的な意思解釈である、 るということができる。そこで、 この場 面では、 遺言執行者にもこの移転登記 の抹消登記手続請求を認めることとし、 ということも不可能ではないよう

に思われ

が単 超えて、 ために自己に代わ 独で自己に登記を移転することができる状態を回復することができる。 の抹消登記手続請求により被相続人名義の登記 真正な登記名義の回復を原因とする受益相続人への移転登記手続請求を認める必要は必ずしもないようにも っておこなわれることを欲すると解される行為は、 が回復されることで、 この抹消登記手続請求に尽きており、 不動産登記法六三条二項に従 そうすると、 被相続人が遺言内容の実現 い受益 これを 相 続

どの 名義 認め、 が 第二に、 には実際上 国 環として、 これについて、 0 の 程度重きをおくかがひとつの決め手になると思われ 制 登記を被相続人名義に回復したうえで受益相続人に移転登記手続をせよというのはいかにも迂遠であること、 度 .復を原因とする移転登記手続請求を遺言執行者に認めるかどうかは、 戸籍謄本を添付するだけで法定相続人の一人が法定相続分による共同 のもとでは、 の便宜が考慮されたためと推測されるとしている。 抹消登記手続請求の延長ともいうべき所有権移転登記手続が認められたものであろうとされ、 平成一一 被相続人名義に回復するだけでは再び容易に妨害事態が出現すること、 年判決の調査官解説では、 この移転登記手続請求権は、 る。 すなわち、 第一に、 、こうした実際上の便宜からくる要請 .相続登記をすることができるというわ 遺言執行者に妨害排除 遺言執行者による妨害排除行為 である。 真正な登記 請 その背景 求のみを 0

- (29) 八田·前掲注(10) 三八一頁以下。
- (30) 河邉·前掲注(23) 一〇一一頁。

第四章 おわりに

定することが重要な意義を有すること、を示すことを試みた。 ひとつの可能性として、遺言事項につきどのような内容が実現されるべきかを遺言者の合理的な意思解釈を通じて画 しかしながら判例の結論を一貫して説明することが可能な論拠を与えることはなお可能でありうること、その説明の れている論拠は、 げた三点に着目して分析してきた。その結果、 転とその公示に関して遺言執行者に認められる権利義務と、それが認められる論拠について、本稿第一章第二節で挙 以上、 特定の不動産が遺贈された場合、 判例自体の論理や判例法理全体のなかで一貫しているとは必ずしもいえないことを示したうえで、 および 判例が採る結論を正当化するものとして判例自身により明示的に示さ 「相続させる」旨の遺言の目的とされた場合における、 所 有権 の移

もっとも、本稿に残された課題も多い。

言の執行に必要な」行為にあたるかどうかの基準となりうるとするならば、 る行為に関しては検討が及んでいない。 遺言の執行に必要な」行為の該当性に限定されている。その他の行為、 第一に、本稿が取り上げた対象は、遺贈および 本稿が試みた遺言者の合理的な意思の探究が、 「相続させる」旨の遺言で目的とされた不動産の登記手続にお あるいはその他の遺言事項において問題とな それらの個々の行為ごとに、 それらの行為についても 遺言者の合 遺

享受するかは私人が自由に決めることができるはずである。そうだとすると、これは、

請求を認めるかどうかは、

こうした観点もふまえて、

なお検討を要するように思わ遺言執行者に真正な登記名義

れの

る

回復を原

因とする移

転登記手

受益相続人の私的

す

る干

渉となりうるのでは

な

V

か、

というわけである。

被相続. されることは受益相続人にとって利益となりうるが、 自身の意思によらずに遺言執行者によって自己への移転登記が実現されることとなりうる。 どうかを決めることができるはずであったにもかかわらず、 言執行者に認めることは、 うことを理 益相続人への移転登記手続請求も認めている点をどう捉えるか、である。 人名義であ 平 成 れば移 年判 この請求を遺言執行者に認めるという可能性はありうるだろう。 決が、 転登記を実現できるの 受益相続人の私的自治との関係で問題が生ずるようにも思われる。 遺言執行者に、 は自身のみであり、 抹消登記手続請求だけでなく、 自身にとってたとえ利益となりうる事柄であってもその 被相続人から移転登記を経由した者が現れると一 自身の意思にのみ 先ほど検討したように、 真正な登記名義の回 を基づい ただ、 受益相続人に登記 て移転登記を実現する 受益. 一方で、 型相続. 実際上の [復を原 この請求を遺 人は、 便 が 宜 移 適

意的

な意思

どのようなもの

か

. を明

確

にしてい

くことが

必要となる。

する 義務について訴訟で訴えまたは訴えられる場合、 和 五年二月一三日判決全集七輯一六号四頁、 れて 本稿では いる か とり 検討 (遺 贈 わけどのような資格で訴訟を追行するの の対象としてい 12 おける相続人または ない が、 「相続させる」 自己の名で訴訟を追行することができる 遺言執行者が 第三者に対する抹消 旨の遺言にお か、 定の 一登記手続請求権を行使する場合に も問題となる。 権利義務を有するとして、 ける同様 の請求につき平成 般に、 (つまり、 遺言執行者がその それ 当 をどの 事者適 0 き前 年 ような資 格を有 掲大判

と目

コされる。 32

されていると考えられる。 は 被告となる」(最判昭和五一年七月一九日民集三○巻七号七○六頁)、というわけである。 理 一務の性質がどのようにとらえられるかについて、 を述 る)。 遺言執行者は訴訟担当者、 もっとも、 「遺言執行者は、 遺言執行者に認められ つまり、 遺言に関し、 他人に帰属する権利義務について自己の名で訴訟を追行すると理 る当事者適格の性質ない 正 受遺者あるいは相続人のため、 面から判断を示した判例はない。 し当事者適格 自己の名において、 もっとも、 を基礎づける実体 学説上も支配的見解だ 少なくとも一 原告ある の 般

義務 または受益相続人が登記名義人たる相続人に対して抹消登記手続等を求めて敗訴しても、 を負わせるとい 0 遺言執行者が有する当事者適格は、 言執行者とならんで当事者適格を維持することはありえないはずである、 どの管理処分権が遺言執行者に移転しているという点にあるはずであり、 続人の法定訴訟担当として認められるのであれば、 して抹消 0 かしながら、 両立が が 示され 登記手続請求を改めて請求できることになるのでは 認められていることとは調和しない、 スている。 34。 う問題が生じることが指摘されてい 遺言執行者を訴訟担当者と位置づけることは、 もっとも、 このような理解に対しては、 法定訴訟担当としてのそれではなく、 る。 その根拠は、 と指摘されてい 両者の当事者適格が完全に併存するものであるなら、 ない 受遺者や受益相続人の有する抹消登記手続請求権 本稿でみてきたように受遺者や受益相続人との 固 か、 る。 有適格とい というわけである。こうした点も含 遺言執行者の当事者適格が、 というわけである。 そうだとすれば、受遺者や受益相続 固有適格として認められるものである、 う構 成では、 遺言執行者が当該相続 相手方に二重 このような立場か 受遺 || | | | | 者や受益 受遺者 人が遺 0) 人に な

執行者の当事者適格

の問題は民事訴訟法上も難問のひとつだとされてい

る。

このような民事訴訟法上の議論!

35

34

山本弘・前掲注(33)三一頁

33

三〇頁

法上 の議論においてどのように受け止めることができるかも、 本稿に残された大きな課題である。

被担当者の意思に基づいて選任されたものではないため、 法定訴訟担当だということになる

31

兼子一ほか『条解 民事訴訟法〔第二版〕』(弘文堂、二〇一一年)一六三頁〔新堂幸司=高橋宏志=高田裕成〕、

32

法

[第五版]』(弘文堂、二○一一年)二九五頁、高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 上[第二版補訂版]』(有斐閣、二○一三年)二七二

新堂幸司

『民事訴訟

頁 伊藤眞『民事訴訟法〔第四版補訂版〕』(有斐閣、二〇一四年)一三六頁。

山本弘「遺言執行者の当事者適格に関する一考察」谷口安平先生古希祝賀『現代民事司法の諸相』(成文堂、二〇〇五年)一一頁、

前掲注(10)三八〇頁以下は、こうした二重応訴の負担の問題点が生ずることも理由として、受遺者や受益相続人が有する権利義 論者自身、この問題を認識したうえで、それを解決する解釈論を提唱している (山本弘・前掲注 (33) 三二頁以下)。一方、 八田

との方向性を探っている。

務については、それと同じ結果を実現する権利義務を遺言執行者に認めない、

37